

## 大山町リノベーション創業支援事業審査会審査要領

大山町リノベーション創業支援補助金交付要綱（平成30年大山町告示第98号）第7条の規定に基づき、大山町リノベーション創業支援補助金の審査に関し必要な事項を次のとおり定める。

### 1 審査者

- (1) 審査は、大山町リノベーション創業支援事業審査会（以下、「審査会」という。）に属する審査員により行う。
- (2) (1) に定める審査員は、募集の都度町長が定めるものとする。

### 2 審査方法

審査員は、申請書類をもとに、別表1の審査表により審査を行う。

### 3 審査基準及び評価点

- (1) 審査基準は別表2のとおりとし、審査員は、各審査項目に対応する審査の観点に基づき評価する。
- (2) 評価は、5点～1点の5段階とし、評価の観点は別表3に定めるとおりとする。
- (3) 審査項目に応じ、それぞれ別表3に定める評価を行い、その合計点を審査員の評価点とする。

### 4 参考意見

応募事業の評価を行うに当たって、審査員は、申請受付けを行った関係職員に対し参考意見を求めることができる。

### 5 審査に関する公正の確保等

- (1) 審査員は、申請者と直接の利害関係があるときは、審査会において自らその関係について申し出るものとし、他の審査員の同意を得なければ、当該事業の審査に参加することができない。

### 6 事業採択

- (1) 補助事業の採択に当たっては、申請書に記載されている予算目安内、並びに、大山町リノベーション創業支援補助金交付要綱においての上限額、かつ、本事業で設定された予算額の範囲内において、評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、審査員の合議により採択事業を選定する。
- (2) 審議の結果必要と判断すれば、事業内容に意見を付し、または事業の一部を採択することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和3年2月1日から施行する。